

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う  
総合福祉センター施設の貸し出し運用について

総合福祉センター（旧地域福祉センター、障害福祉就労支援センター）施設につきましては、耐震改修工事の完了に伴い、令和3年1月18日（月）から貸し出しを再開いたしました。

総合福祉センターの貸し出しにつきましては、総合福祉センターの新型コロナウイルス感染リスクと利用者特定状況を鑑み、また、12月25日付け「市施設の利用及びイベントの開催・後援について」の市施設の利用についてを踏まえ、一部利用方法を変更させていただきます。

総合福祉センターをご利用の皆様には、ご不便をおかけいたしますが、感染拡大防止の趣旨をご理解いただき、引き続きの感染拡大防止の徹底と今後のご利用方法変更への御協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

【活動の仕方の変更】

- 利用当日に窓口に別紙「総合福祉センターのご利用時の感染症対策チェックシート」の提出が必要となります。
- 施設をご使用の前に、窓口にて消毒用具をお貸ししますので、気になる箇所にご使用ください。
- 以下の「総合福祉センターの感染症対策のためのご利用の仕方」をしていただけますよう、お願いいたします。

総合福祉センターの感染症対策のためのご利用の仕方

- (1) 利用者本人または同居者が以下に該当する場合は利用を控えてください。
  - ア 利用の当日に風邪症状がある、もしくは体調不良の場合
  - イ 過去2週間以内に発熱や風邪症状で受診や服薬をした場合
  - ウ 過去2週間以内に政府から入国制限されている国・地域等もしくは入国後の観察期間を必要とされている国・地域等へ渡航をしたことがある方、もしくはそれらの国・地域等の在住者との濃厚接触があった方
  - エ 過去2週間以内に新型コロナウイルスに感染している、もしくは感染が疑われる症状のある人と接触があった場合
- (2) 活動中の基本的な感染症対策の実施をお願いします。
  - ア マスクを着用する。（ただし、2歳未満の子どもについては保護者の判断によるものとします。）
  - イ 咳エチケットを守る。
  - ウ まめな手洗い、手指の消毒を行う。
  - エ 換気を徹底する。（密閉しない）
    - ・可能であれば2方向の窓と扉を同時に開ける。
    - ・1時間に2回以上、数分間程度は、窓と扉を開けて換気を行う。

- オ 人と人の距離をあける。(密集しない)
  - ・人と人の距離を最低1m(できれば2m)あけ、密集を避ける。
  - ・可能であれば、長机1台につき1人の着席など配置を工夫する。
  - ・人数を使用する施設の定員の2分の1以下に抑える。
  - ・前後の利用団体との接触を避けるために、活動終了後は出来るだけ速やかに退館すること。
- カ 近距離での発声、身体の接触は避ける。(密接しない)
  - ・大きな声を出すことや激しい呼気を伴う活動は控える。
  - ・対面での会話を避ける。
  - ・物品の共用を控える。
  - ・原則、水分補給以外の飲食はしない。また、対面や対話をしながらの水分補給はしない。

● 以下の活動を行う場合は、マスクを着用した上で特に十分な対策をとってください。

- ア 大きな声を出す場合
  - ・人との間隔を十分に確保するとともに、一方向を向くなどして活動する。
- イ 息を吹く楽器、道具を使用する場合
  - ・飛沫や唾液が付着した際は当該箇所を拭くなどする。
- ウ 激しい呼気を伴う場合
  - ・人と人の距離をより一層とるようにする。
- エ 飲食を伴う場合
  - ・飛沫を発生させないようにするとともに、対面での会食、会話を避けるようにする。

※カラオケ、合唱、コーラスについては、県からの協力要請に伴い、歌唱中もマスクの着用及び常時換気をお願いいたします。

再開後の総合福祉センターの利用方法の変更につきましては、新型コロナウイルス感染症の集団発生を予防のための措置をとりながら、皆様に活動を再開していただくための段階的措置としてお願いするものです。この利用方法は今後、皆様の利用状況の実態と感染拡大リスク等を鑑みて、段階的に緩和または継続、もしくは制限強化を検討してまいります。

また、今後の利用方法の変更につきましては、市ホームページ及び総合福祉センターでの掲示により行わせていただきますので御承知くださいますよう、お願いいたします。

#### 【問い合わせ先】

柏市保健福祉部福祉政策課

電話 04-7167-1171